

（第一類 第十五号）

第四回國會 労働委員会 會議錄 第一号

（五二）

昭和二十三年十二月八日（水曜日）

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事 山花 秀雄君 理事 川崎 秀二君

理事 中原 健次君

尾崎 末吉君 倉石 忠雄君

松崎 朝治君 三浦實之助君

亘 四郎君 辻井民之助君

村尾 薩男君 山下 榮二君

赤松 明勲君

出席國務大臣

労働大臣 増田甲子七君

出席政府委員

労働政務次官 鈴木 正文君

労働事務官 賀來才二郎君

委員外の出席者

専門員 濱口金一郎君

十二月二日

委員植原悦二郎君、松田正一君及び船田享二君辭任につき、その補欠として尾崎末吉君、亘四郎君及び大島多藏君が議長の指名で委員に選任された。

十二月三日

公共企業体労働関係法案（内閣提出第六号）

同月四日

職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件（内閣提出、議決第一号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

合同審査會開會に關する件

公共企業体労働関係法案（内閣提出第六号）

職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件（内閣提出、議決第一号）

〇綱島委員長 これより會議を開きます。

本委員会に付託せられました公共企業体労働関係法案並びに職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件、の二案の審査に入るに先立ちまして、まず政府側より提案理由の説明を求めます。労働次官。

公共企業体労働関係法案

公共企業体労働関係法案

目次

第一章 總則（第一條—第三條）

第二章 職員の組合（第四條—第七條）

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名（第八條—第十六條）

第四章 爭議行爲（第十七條—第十八條）

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停（第十九條—第二十五條）

第六章 仲裁（第二十六條—第三十七條）

第七章 雜則（第三十八條）

附則

第一号 昭和二十三年十二月八日

労働委員会會議錄

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一章 總則
（目的及び関係者の義務）
第一條 この法律は、公共企業体の職員の労働条件に關する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るに關し、団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。
2 國家の經濟と國民の福祉に對する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關する関係者は、經濟的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならぬ。
（定義）
第二條 この法律において「公共企業体」とは、左に掲げるものをいふ。
一 日本國有鐵道
二 日本郵政公社
2 この法律において「職員」とは、常時公共企業体に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。
（適用範圍）
第三條 公共企業体の職員に關する労働組合（以下組合という。）並びに労働関係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものにつ

いては、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。の定めるところによる。
第二章 職員の組合
（職員の團結）
第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。
2 前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める。
3 公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。
（不平等取扱の禁止）
第五條 公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。
2 公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用条件としてはならない。
（組合規約の必要記載事項）
第六條 組合は、その規約に、無記

名投票による役員選挙及び組合員に會計報告をなさしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することはできない。且つ、組合規約には、その組合員が適當な期間ごとに、會計報告を要求することができる旨を規定しなければならない。
（専従職員）
第七條 公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてかつ組合の事務に従事することを許可することができ、この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。
第三章 団体交渉及び交渉委員の指名
（団体交渉の範圍）
第八條 公共企業体の管理及び運営に關する事項は、団体交渉の対象とすることができない。
2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。
一 賃金、労働時間及び労働条件
二 就業規則
三 時間外労働賃金
四 休日及び休暇
五 懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休職及び先任権の基準に關する規則

六 苦情処理機関

七 安全

八 労働協約の終期、更新及び延長

(交渉委員)

等九條 団体交渉は、もつぱら、公共企業体を代表する交渉委員とその公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行ふ。

2 交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。

(団体交渉を行うに適當な單位の決定)

第十條 公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適當な單位(以下單位といふ)を決定しなければならない。

2 公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならない。

(職員を代表する交渉委員の選出)

第十一條 公共企業体の職員を代表する主たる組合は、その組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならない。

交渉委員(交渉委員の兼任の場合の補欠者を含む)は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。

この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか又はその他の理由によつて、二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために、三十日以内に必要措置をしなければならぬ。この目的のために、労働大臣は、左のことを決定するものとする。

一 職員のいかなる單位が団体交渉を行うに適當であるか。

二 指定された單位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。

三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手続。この投票手続には、投票に参加する組合又はその他の職員の集團の職權と教勢の勢力に適當な考慮が拂われなければならない。

2 前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集團がその職權、資格、経験、義務、賃金、労働時間及びその他の労働條件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3 第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があることを認めるときは、職員の多数の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができ、この選挙における有権者の指定に関する事項、選挙日に関する適當な注意事項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

(異議の申立)

第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議の申立をすることができ、

2 前條の異議の申立及び解決の手続は、政令で定める。

(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員兼任のときの後任者を含む)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければならない。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四條 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。但し、補欠委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

(団体交渉の回数)

第十五條 公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は、毎年少なくとも一回賃金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

(資金の追加支出に対する國會の承認の要件)

第十六條 公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又國會によつて所定の行爲がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを國會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、國會が閉会中のときは、國會召集後五日以内に付議しなければならない。國會による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 爭議行爲

(爭議行爲の禁止)

第十七條 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そをかし、若しくはあつてはならない。

2 公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七條に違反した職員の身分)

第十八條 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の權利を失ひ、且つ、解雇されるものとする。

第五章 若情及び紛争の調整並びに調停

(苦情処理共同調整會議)

第十九條 苦情処理共同調整會議は、公共企業体の代表者二名と職員員の代表者二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各單位ごとに設置する。苦情処理共同調整會議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適當に解決しなければならない。

2 苦情処理共同調整會議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定めらる。

(調停委員會)

第二十條 日本國有鐵道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鐵道調停委員會が、日本專賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、專賣公社調停委員會が、行ふ。

2 國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會は、それぞれ中央に置かれる委員會(以下中央調停委員會といふ)と地方に置かれる委員會(以下地方調停委員會といふ)とする。

3 地方調停委員會の名稱、位置及び管轄區域は、中央調停委員會の勧告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員會は、その管轄區域内の事務を、中央調停委員會は、二區域以上に係る事務及び地方調停委員會が調停をなし得なかつた事案に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員會は、それぞれ地方調停委員會から報告を徴し、その事務処理に必要な指示をすることができ、

(委員)

第二十一條 各調停委員會は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各号により

選出された委員の候補者について、内閣総理大臣が委嘱する。

一 公共企業体及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する。

二 公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。

三 前号の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議して第三の委員の候補者を選出する。

四 前二名の委員の候補者の決定に当つては、各一名の補欠候補者をあわせ選出しなければならない。

五 公共企業体及び職員の交渉委員は、前四号により選出された委員の候補者及び補欠候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 調停委員会の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員会の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。又政令の定める手当を受けることができる。

(委員長)

第二十二條 調停委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の事務を統理

し、委員会を代表する。

(事務局)

第二十三條 調停委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。(調停の開始)

第二十四條 調停委員会は、左の各号の一に該当する場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方又は双方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、調停委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 調停委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 日本国有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣又は労働大臣、日本専賣公社の労働関係に關しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

(手続及び管理に關する事項)

第二十五條 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第六章 仲裁

(公共企業体仲裁委員会)

第二十六條 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業体仲裁委員会(以下仲裁委員会という)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員会及び船員中央労働委員会の会長(以下推薦委員という)は、仲

裁委員会の委員の候補者十二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に對し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補欠候補者を選出し、同意の上、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前項の同意が三十日以内になされないときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の委員を委嘱する。

(委員の欠格條件)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、仲裁委員会の委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 国会又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む。)

五 公共企業体に対し物品の納入又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む。)

六 公共企業体の役員及び職員

(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。委員は、再任すること

ができる。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな

いと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に對して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣総理大臣は、その要求が妥当であると認めるときは、その委員を罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。内閣総理大臣は、その他の理由により、委員が委員たるに適しないと認めるときも、同様の措置をとることができる。

(委員長)

第三十條 仲裁委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。(規則制定権)

第三十二條 仲裁委員会は、仲裁の手続その他事務処理に關する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範囲)

第三十三條 本章に定める仲裁手続は、第八條に定める団体交渉の対象たるべき事項であつて、第三章に定める団体交渉手続又は第五章に定める調停手続によつて解決し

得ない総ての問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釈及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

二 関係当事者の一方又は一方から労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

三 調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき。

五 運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会の裁定)

第三十五條 仲裁委員会の裁定に對しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員会の指示)

第三十六條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対しその

行為の取消を命ずることができ
る。

(運用規定)

- 第三十七條 労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員会に關して準用する。
- 2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(行政権限)

- 第三十八條 この法律に特別の定めのあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働者がつかさどるものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- 2 公共企業体の設立後最初に委嘱された仲裁委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、各一年、二年、三年とする。

- 3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員会の決議は、要しないものとする。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求め

るの件

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務の別表

職業安定委員会委員旅費額

区 分	及船賃	車馬賃一キロにつき		宿泊料一夜につき		食卓料一夜につき	
		日当一日に	つき	甲 地方	乙 地方	甲 地方	乙 地方
中 央	会長	一等	四四八十銭	百九十二円	九百六十円	七十六十八円	百九十二円
	委員	一等	四四五十銭	百八十円	九百円	七百二十円	百八十円
地方又は特別地区	会長	二等	四四五十銭	百八十円	九百円	七百二十円	百八十円
	委員	二等	四四二十銭	百六十八円	八百四十円	六百七十二円	百六十八円
地 区	会長	二等	四四二十銭	百六十八円	八百四十円	六百七十二円	百六十八円
	委員	二等	三四九十銭	百五十六円	七百八十円	六百二十四円	百五十六円

(イ) 宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はその他の地域とする。

(ロ) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の定額によること。

○鈴木(正)政府委員 ただいま議題になりました公共企業体労働関係法案につきまして、その提案理由と大體の構成について、御説明申し上げます。

まず提案理由の第一といたしましては、七月二十二日付をもつて、マッカーサー元帥より当時の芦田内閣総理大臣に対して、國家公務員法の改正に關する書簡の参りましたことは、すでに御承知の通りであります。この書簡におきまして、現在特別会計によつて行われている鉄道事業及び専賣事業については、公共企業体への組織が之が示唆され、第三臨時國會におきまして、日本國有鉄道法及び日本專賣公社法が成立したのであります。

ため旅行する場合の旅費額は昭和二十三年七月十日(準備行料金)については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については、昭和二十三年八月十日)以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。これが支給方法は内國旅費規則及び関係規定によるものとす。

この二つの法律によりますと、これら公共企業体の職員には、國家公務員法が適用されないことになるのであります。このために公共企業体の職員に、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなります。しかしながら公共企業体は、一つの企業体ではあります。その特異性にかんがみ、完全國有の法人として、國家の嚴重な管理と監督のもとに運営されることになつておりました。一般民間の企業またはある程度の國家の管理を受けている企業とは、その性格を異にするものであります。マッカーサー元帥の書簡にありまうように職員の責任の遂行を怠ることによつて公共企業体の業務運営に支障を起すことのなきよう、公共の利益を擁護する方法が確立されなければなりません。このため公共企業体の職員の労働組合及び労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法の規定いたしますもののみならず、不十分と考えられますので、これに對処する必要な措置を講ずるため、この法案を提出いたした次第であります。

第二の理由といたしましては、公共企業体の労働関係は、第一に述べましたような公共企業体の性格から、共通の特異性を持つものであります。日本國有鉄道と日本專賣公社とに、別個の労働関係に關する法制的措置を講じますことは適當でなく、かつまた公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりしまして、不適當であると考へられますので、この法案によりますように、統一的取扱いをいたすようにいたしました。

第三の理由といたしましては、公共企業体の職員には団体交渉権は、労働組合法の定めるところにより、完全に保有するのであります。これが行使の方法につきましては、從來一般組合において、ややもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争を生ぜしめている傾向があります。しかしながら、かかる混乱はつとめて排除されることは望ましいこととありますが、特に公共企業体において、これら無用な紛争を極力排除することにより、正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上をはかり、もつて、公共企業体の能率發揚と、正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたこととあります。

第四の理由といたしましては、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるその地位に關する特別の保障がありません。これにかえて完全な団体交渉と、適正迅速な調停と、嚴正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるものであります。これに關する法制的措置を講ずる必要としたこととあります。なおこの点に關しましては、御承知のように先ほど申しましたマッカーサー元帥の書簡におきましても、かかる仲裁、調停の制度が設けられることが示唆されております。以上はこの法案を提出いたしました理由であります。續いて法案の大體の構成について御説明申し上げます。

第一章の冒頭におきまして、この法案の目的が、公共企業体の職員の苦情と紛争とを友好的かつ平和的に調整するため、団体交渉の慣行と手続とを確立いたしますことにより、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進することにあることを規定いたしました。立法の趣旨を明らかにいたし、さらに関係者が公共企業体の重要性にかんがみ、紛争をできるだけ防止し、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡すべきことを義務づけている次第であります。

第二章におきましては、職員の組合の民主性、自立性を保障するための規定を設けますとともに、公共企業体の廣く國民に開放されるべき性質より、オープン・ショップ制を規定し、さらに公共企業体の運営を正常に確保する必要上、職員の組合に加入し得ない者の範圍を明らかにしておるのであります。しかしながら、一方においては職員の組合が健全に発達いたしますことは、民主主義の発達にきわめて望ましいことであり、職員の組合が組合員であること、組合の正常な行爲をしたことを理由にして、いかなる差別待遇も受けないこととし、万一かかる差別待遇がなされましたときは、仲裁委員会の命令によりかかる行爲の取消しを命ぜられることとしたしまして、労働組合法第十一條違反処理に伴う欠点を是正いたし、職員の組合の健全なる自主的発達に、法上の保護を與えております。

第三章は、団体交渉の手続に關しますものであります。この法案におきましてはなほ重要な部門であります。

まず第八條において団体交渉の範圍を明確にいたし、団体交渉の対象が、公共企業体の管理及び運営に關する事項を除き、さらに同條第二項において、その範圍を明示して、労働條件に直接あるいは密接に關連するものに限る、団体交渉が行い得ることとして、この交渉範圍をめぐつて生ずる無用の混亂を避けております。

第九條より第十四條におきましては、団体交渉が公共企業体を代表する交渉委員と、職員を代表する交渉委員によつてのみ行われ、しかも交渉委員は団体交渉を行うに適當な、あらかじめ定められた單位ごとに設けられることを規定いたし、団体交渉の統制ある慣行を確立しようとしております。これらの單位または交渉委員は、公共企業体または職員の自主的決定によつてであります。これがいろいろな事情によりまして、企業体または職員がみずから決定し得ないときは、労働大臣が、当事者の意向、特に職員の意向を十分に尊重して、單位については労働大臣みずから、職員の交渉委員については、労働大臣の定めた手続に従つて、職員自身によつて決定されるよう措置いたして、つとめて自主的に決定されることを建前としております。

しかし以上の点につきましても、労働組合運動の発達において、日の浅い我が國におきまして、いまだ慣行的に確立されたものはないのでありますから、多量に困難があるかと思ひます。しかしながら組合が一つの企業体に二つ以上存在します場合、往々にして組合相互におきまして団体交渉について争いを生じ、このため職員に無用の紛糾を引起すことも、アメリカ等におきま

しては從來経験されているところであり、わが國におきまして最近においてはこのおそれもあるわけでありまして、この第三章で規定しますような手続により、これらの無用の混亂を防ぎ、よき慣行を確立することにより、団体交渉の円滑な、かつ正常な発達を願ひ、この点からの労働關係の不安を除きたいと存する次第であります。

団体交渉に關しましては、これが公共企業体の職員に対する重要性にかんがみ、特に第十五條において、毎年一回は基礎的労働條件の確定のため団体交渉が行われ、これにより労働協約を締結することを特に法律上の必要事項としております。しかしながら公共企業体の予算管理については、國會及び政府の嚴重な監督下にあることが予定されますので、これに關連して國會の所要の措置がとられるまで、労働協約の効力の発生を停止するの規定を第十六條に規定いたしてあります。

第四章におきまして職員の争議行爲を禁止いたすこととしたしております。これは公共企業体が完全國有法人でありますので、これに對して争議行爲を行ふことは、ひいては國家に對し脅威を及ぼすことになり、さらに公共企業体が再建途上の國家經濟と國民の福祉に占める重要性にかんがみまして、これが業務の運営の停滯は寸時といへども許されません。かかる事情によりして、やむを得ず争議行爲禁止の措置を講ぜざるを得なかつたのであります。しかしこの反面におきましては、完全なる団体交渉権の行使と、公正な調停及び仲裁機關の迅速的確なる活動により、職員の地位の向上については、十分なる保障がなされることに

なつております。

第五章におきましては、苦情及び紛争の調整と、調停の方法と、その機關を設け、苦情処理の適正なる解決のため、苦情処理共同調整會議を公共企業体の交渉單位に設けしめ、職員の日常の不平を迅速に解決して行くことにし、これによつてなお解決しないものは、調停委員會の調停にまつこととしたしております。

調停委員會は、日本國有鐵道及び日本賣公社ごとに別箇に設け、中央及び所要の地域に設けることにいたしてあります。この二つの企業体の業種の相違にかんがみ、別箇にいたしておる次第であります。この調停委員會は三名で構成され、その中の三名は企業体と職員との推薦する者から選び、他の一名は、この二名の選ぶ者を當てることにいたしてありますが、これは調停に當る委員に、關係当事者の意向をよく理解し得る者を得ることにし、苦情及び紛争の解決を迅速にするためであります。調停の開始のうち、強制調停が労働、運輸、大蔵の各大臣によりなされることになつておりますが、これは労働關係に關する統一行政運営の上からは、まことに異例であります。公共企業体と特に密接なる監督大臣との關係から、かかる方法をやむを得ずとり、これにより公共企業体の紛争を迅速に解決する必要があると考えられたためであります。

第六章におきまして仲裁に關する方法、機關を設けてありますが、労働紛争に占める仲裁の制度はまことに重大であります。これが運用は、特に慎重かつ的確でなければならぬものと信ずるのであります。特に本章にお

きましては、強制仲裁の制度が設けられているのであります。事はさらに重大であると考えております。このため公共企業体の仲裁委員會には、事務に練達にしてかつ公正な人を得なくてはならぬと存じますので、これが人選は特に労働關係について経験が深く、かつ中正なる立場にある中央労働委員會と、船員中央労働委員會の會長の選挙する人々を委員の候補者とすることにいたし、以上の必要に應じ得るものと考えております。しかも仲裁も調停のごとく、これを實行して行く上に、關係当事者の意向をくみ得る人であることがまた必要でありますので、關係当事者に、中労委と船員中労委の會長の選んだ委員候補者を決定して、内閣總理大臣に届け出させることにいたしてあります。しかしこの關係当事者の協議が三十日以内に整いませんときは、仲裁委員會の調停委員會の委員とは異なる性格から見て、中労委及び船員中労委の會長が、みずから三名の委員候補者を選び、内閣總理大臣に届け出、これに基づいて委員の委嘱がなされることになつております。かくのごとくして選ばれた仲裁委員會の委員は、どこまでも厳正中立でなければならぬので、一方に偏することのないよう一定の資格條件を定め、さらに事務遂行に支障ならしめるため、一定の罷免條件を付してあります。

次に仲裁の開始のうち、特に重要なものは三点であります。その第一点は、調停にかかりまして調停委員會が事案を審査いたしまして、調停にては解決困難と認められるもの、またはその他の理由で至急仲裁を要すると判断される事案は、その調停委員會の決議

により仲裁に付することにいたしましたこと。

第二点は、調停が開始されてから二箇月経過しても、なお解決し得ない事案は、自動的に仲裁に付されることにいたしましたこと。

第三点は労働、運輸、大蔵の各大臣から仲裁の請求がなされたとき、仲裁が始まることとあります。

以上三点は関係当事者の意思にかかわらずして、事案が仲裁にかかるいかなる強制仲裁であります。労働関係の調整は、自主的になされることの望ましいことは、労働関係法規の基本的精神でありまして、強制仲裁のごときとは、この精神からはやや離れております。しかしながら、争議行為の実行を禁ぜられた労働者の地位をよく保全し、向上せしめずには、事案の解決が迅速になされなければならぬのであります。また一方には労働関係の不安をいつまでも残しますことは、公共企業体の正常な運営と、能率の発揮の上から見まして、重要でありますので、かかる強制仲裁の制度を設けざるを得ないのであります。しかしながら、強制仲裁の制度の運用は、よほど適正に行わなければ、重大な結果をえ引起されることが予想されます。かかる理由よりいたしまして、この章に定められます仲裁に関する諸規定の運用は、まことに重大といわざるを得ません。

以上この法案を提出するに至りました理由と、法案の構成の概略について説明いたしました次第であります。この法案につきまして十分御審議の上、各位の御賛意を得て、その成立の得られますことをお願いいたします次第であります。

次に職業安定委員会の旅費支給額改訂案を審議せられるにあたりまして、本案の提案理由を御説明申し上げます。

第二回國会に提案しました職業安定委員会旅費支給額は、本年六月三十日議決を得まして、ただちにこれを実施しておりますが、最近の経済事情、特に現在進行中の物價改訂等による影響によつて、はなはだしく低額に失するに至りましたので、これが支給額の改訂につきましては、職業安定法第十二條の規定に基いて、これを両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、國会の議決を得なければならぬことになつておりますので、ここに提案する次第であります。

本案の目的とするところは、職業安定委員会の委員が委員会に出席する場合、または実情調査等、公務のために本邦内を旅行する場合において、それに要する鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料等の旅費を支給するのであります。この支給額は一應官吏の旅費額を基準として定めましたことは、第二回國会に提案いたしましたときに、御説明申し上げた通りであります。すなわち今回官吏の旅費支給額が暫定的な改訂が行われましたので、職業安定委員会委員に対する支給額も、それに準じて改訂しようとするものであります。その増加額は一律に官吏の相当職の増加額と同等に増加した次第であります。以上本案の趣旨及びその内容の大体について御説明申し上げたのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに議決あらんことをお願い申し上げます。

○**議員委員長** まず職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關して決議を求める件を議題といたしまして、質疑を行います。御質疑はございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり」
○**議員委員長** 御質疑がないのでありますから、質疑を打ち切りたいと思ひますが、いかがでございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○**議員委員長** 御異議なしと認めます。職業安定法に、職業安定委員会委員の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、國会の議決を得なければならぬ。その金額を変更するときも同様とする、と規定されておりますので、この際合同審査会を開かなければならぬ。が、今日の午後二時、参議院第十三号室におきまして、合同審査会を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定をいたします。

○**議員委員長** 次に公共企業体労働関係法案を議題といたしまして、審査に入ります。この際お諮りいたしますが、本案の審査につきましては、第三回國会の労働委員会におきまして、熱心に委員諸君からの御審査がいたされたのであります。その質疑應答の内容につづきましては、本案審査事情をいろいろ考慮いたしまして、この部分につきましては援用いたしたいと思ひますが、御異議はございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定いたします。

○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定いたします。

次に質疑に入ることにいたします。なおお上つと申し上げますが、労働大臣はただいま参議院の本会議に出席いたしておりますので、それが済み次第こちらに参ることになつております。

○**議員委員長** 日外にわたつてはなはだ恐縮ですが、労働大臣に、現在継続されております民間主要企業の給與問題を中心とする紛争議に關して、その後の経過をこの場合承つておきたい。

○**増田國務大臣** 参議院の本会議では私に対する質問もございまして、今質問者が質問中もございまして、今を、私は本委員会に一番重点を置いております関係上、おじやました次第でございまして、参議院で質問をお聞きしないので、こゝで答へます。こゝいうことになつておりますから、きわめて短時間であることをどうか皆様に御了承願ひたいと思ひます。

○**議員委員長** 御質問のうち、私は電産と石炭争議のことに限つて、その他のことについても御質問があればお答へしますが、まずこの二つの問題について答へ申し上げて御了承願ひたいと存じます。

電産につきましては、去る九月十七日に加藤労働大臣が従来の争議を強制調停に付しまして、調停期間中一箇月の間は御承知の通り凍結期間がございまして、十月十七日までが争議行為に入るを得ずという状態がございまして、ところが争議行為に入る事ができな

○**議員委員長** 御異議なしと認めまして、採録することにいたします。

ただいま労働大臣も見えましたから、十九條以下末尾に至るまでの逐條審議を開始いたしますが、いかがでございせんか。

○**議員委員長** 日外にわたつてはなはだ恐縮ですが、労働大臣に、現在継続されております民間主要企業の給與問題を中心とする紛争議に關して、その後の経過をこの場合承つておきたい。

○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定いたします。

○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定いたします。

○**議員委員長** 御異議がなければ、さうに決定いたします。

それから石炭争議は、御承知の通り先月の十日から十六日まで、それから先月末から今月の二日にわたりまして、前には一週間、後では三日間の部分的な地域闘争がございまして、二十万トン近くの減産を來したということ、私は、私非常に遺憾に存する次第でございます。できるだけ早くこれも妥結

せんか。――それで遂條審議をこれ
で終ることに御異議ございせんか。
「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
○綱島委員長 御異議なしと認めまし
て、遂條審議を終ることにいたしま
す。これからあとは、すべて理論的に
總括して御質疑を伺うことにいたしま
す。

ない。又職員は、このような禁止せられた行爲を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」となつており

対して私はこの條項に非常に欠けるところがあるのではないか、かように思われるのでありまして、たとえば「若

ります。しかし私は、根本的にわれわれの考えを申しますならば、労働運動というものが自主的に、なるべく外部

われもまったく同感なのであります。私は政府のたゞいまのような労働組合運動に対する指導方針に対しては、満腔の賛意を表するものでありますけれども、私は委員の一人として、法において、職員でない者も組合員としての活動ができるという立場をとっておりますのは、組合側の保護と申しますが、組合員が経済的な生活向上のために、団体交渉をやる場合には、い

この十七條の規定は、やがては本法の運用の上において、非常なるトラブルを起す原因になるであらうということとを警告すると同時に、政府はこれに對してもう一段の考慮をせられるように希望いたしましたのであります。これに關連いたしました、一つお尋ねをしていただき、と思ふますのは、この組合のいろいろな専門家を必要としたし、いろいろな幾多の経験を持つておる者を必要とする、かような場合があることを予定いたしましたして、さようなことになつておるのであります。ところでこの企業体においては職員のみで組織するということになつておりまして、ただいまの法令が規定しております点

交渉委員となる者は、組合員外でもよろしいということになつてゐるようでありますけれども、これも今日までの日本における労働争議の状況を見ますと、いうまでもなくアメリカの訓練された労働争議、あるいはまた英國のよくなあの穩やかな労働争議、しかもこの組合においても認むべきであ

れは経営者も勤労者も、非常に産業状態並びに労働運動に対する理解を持つておられるから、ああいうようなことができるのでありますが、今日までの日本の労働争議を見ますと、この第三者のな人が介入することによつて、非常に弊害が多かつた。しかも本法による、かような考え方で認めておるのではありません。御意見のようにアメリカ及びイギリス等においては、非常に発達した状態にあります。アメリカにおいてでもやはり専門家の意味あるいは非常に経験の深い人を組合の交渉委員として使うことを認めております。

つて交渉委員は組合外の人でもよいといふことにされた政府の所見を、われわれは承りたいと思います。

○賀来政府委員　わが國の現在の労働組合法におきましては、第三者と申しますか、直接雇用関係のない人が、組合の承認があれば、加入いたしましたしてし、場合によつては弁護士のな立場もとつておる。こういうふうなことからいたしまして、この点は認めなければならぬであらう。特にこの法案全体としては、罷業權なんかも禁止をいたしておるような状況でありまして、組合員の不平不満を的確に表現させます

組合活動ができるということになっておるのであります。この公共企業体労働関係法においては、組合員は職員で

とともに、公共企業体と対等の立場において、合理的な交渉ができればという面からいたしましても、かようにす

ることが適當であると考えた次第であります。

○倉石委員　その点は了承いたしました。その次の第十九條の苦情処理共同調整會議の双方の代表者が、著しき不適格者であるという場合には、だれがこれを罷免する権能を持っておりますか。

○寛政政府委員 この法文には規定がありませんが、この交渉委員の選出方法自体が、自主的に選出することを期待いたしております関係からいたしましても、おそらく組合は自主的に不適任な場合はリコールをやるであらう。

○倉石委員　その公共企業体の代表者は二名ですが、この二名に対しても、同様なことが考えられるのであります。はなはだしき不適格者であるという場合には、何人がこれを罷免することになつておりましたようか。

員の今の御質問の点は、二項の細目でおそろくきめるであらう、かように考へております。

○倉石委員 第二十三條の調停委員会事務局長は、何人がこれを任命せられますか。この事務局長は第四條の管理、運営または機密のいずれかに属す

るものではないかというふうな見解もとれるのでありますが、こういう事務局員というものは現実の日本の労働組合のあり方を見ますと非常に大切なポストなであります。ここではきわめて軽く取扱われているようでありますけれども、この事務局員をだれが任命

するか。また事務局の局員に対しては政治的中立性というふうなものを強調する必要があるのじやないかと思われる。

るのでありますが、政府の御所見を承
りたい。

○實業政府委員 この調停委員会は國家機構の一部であります。従いまして、この事務局の職員は公務員として國家公務員法の適用を受けますし、任命は労働大臣がそれに当るのであります。御意見のように、調停委員会、ある

いは仲裁委員会の事務局というものは、厳正なる中立的な立場に立たなければならぬのでありますが、これらは労働大臣の任命あるいは公務員法の適用によりまして、運用につきましては、御意見のように万全を期せなければならぬと考へております。

○倉石委員　もう一点お尋ねしておきたいのでありますが、三十四條第五項を見ますと、「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。」と書いてありますけれども、労働行政の最後の責任は私に労働大臣にあると思うのであります。

て、また本法施行の責任は労働省にあると思つてゐるのでありますから、その統一性を確保することによつて、行政の一貫性を持ち得るのであつて、運輸大臣や大蔵大臣が労働行政に直接參與をなされるということは、不適当ではないかと私は思うのであります。

すなわち運輸大臣、大蔵大臣はこの場合労働大臣をして行わしめるといふことにすべきではないか、こういうことを考えるのでありますが、当局の御意見を承りたいと思います。

○賀来政府委員　御意見はまことにどうもつともでありまして、この法案の平

究過程におきましては、御意見のよ
うな議論が強く行われたのであります。
しかしながらこの公共企業体に対し

す運輸大臣及び大藏大臣の立場は、使用者的な立場でなくして、監督的な立

場にある。この企業体の運営を正常ならしめるために、公共企業体労働関係法の運用に關しましては、やはり強い監督的な立場にあり、責任がある運輸大臣が、同時に労働大臣と同じように、この請求権を持つということにつ

て、最後的にはこの法案のように、意見を一致さして提出した次第であります。

○倉石委員 私はやはりこの第五項も將來いろいろなトラブルを起す理由にならぬと思つてあります、皮弁が

つの問題を共同に管理することによつて、いつも非常な事務の凝滞を來してゐるという点から見て、この点は將黨の上に改めらるべき時期があるであらう、なるべくすみやかにそうなることを期待いたしまして、私は一應質問を打ちります。

○中原委員　労働大臣に先ほどの日報
外の質問を続けさせていただきます。
民間の主要企業に対する名の後のい
ゆるな経過については、おおまかな
点を拜聴いたしました。さて大切な
問題は、たとえば電燈にいたしました
も、石炭にいたしましたも、これら

關係労働者から見れば給與問題を中としてこの争議が起つてゐるわけでありす。従ひまして給與問題といへば、年の瀬もすでに迫りつつあることときにおいて、いまだ、なおかつ妥協の見通しを持ちがたい状態にあると云ふことは、労働行政当局としては、

なはだ遺憾ながら、その責任の一半
負わなければならないという事情に
しやられておるのではなからうか。

つて石炭に関する場合は、今団体交渉に入つておるといふことでありましたが、この団体交渉の経過にしましても、過去の経験からいへば、考えますと、これはまたいたずらに時間を遅延せしめて行くというおそれがあるというところ、あるいは電産の場合はほとんど方策盡きたという様な形、そういう感じを與えるような御説明があつたと思うのであります。もちろんこれをそのまま放置されるとは思いませんが、電産の場合にいたしまして、年の瀬に押しやられつつあるこの逼迫した時間の中で、今後どのような方策をもつて、これが解決のために努力されるお考えであるか、この点を伺つておきたい。

○増田國務大臣 微妙な点についてお答え申し上げかねるところは、どうか御了解願ひたいと存じます。場合によつては特別の機会をつくりまして申し上げてもよろしいのであります。電産の爭議経過の私の説明の中に、万策盡きたという様なことをお感じになつたという中原さんのお質問でございしますが、決して万策盡きてはおりません。今せつかく中労委の調停案を具体化するために、努力中でありまして、その具体化の中に條件が三つばかりございします。すなわち、まず企業努力で、ある程度の金を捻出する、それからその次に、料金を、一般物價水準に影響のない方面について、ある程度値上げをする。そこである程度の財源を捻出する。さらにそれでいけなかつた場合には、これは三原則の一つの例外にもなりますが、超過料金をこの電産の方へ向けてもらう。こういう方向で進んでおります。というのは、政府

の補給金を出さないという趣旨を必ずしも害するわけではございません。超過料金というものは元來日發その他の収入になるべきものである、こういう考え方もあるのでございまして、それが罰金という趣旨から、今財政収入になつておりますけれども、本来の性質がそういうものであるからして、これは必ずしも補給金と見ないでもよろしい。会社自体が非常に赤字に苦しんでおるときは、会社の出しておる電氣の超過使用量に対するものであるからして、これは一種の収入と見てもよろしいのではないかと。この点は相当御了解を得ております。まんな中に申しました料金の点は、今せつかく交渉中でございします。これは必ずしも絶望ではございません。御了解を得るために極力努力中でありまして、この御了解が得られれば、必ずしもあの額になるかどうか存じません。というものは、中原さん御承知の通り、十一月の消費者物價指數というものは減つて来ております。CPIがある程度減つて来ております。そうなりますと、多少金額を是正しなくてはならぬということになり

ますから、多少数字の狂いはあるかも知れませんが、今そういう状況で進行いたしておるもので、さつきお述べになつたように、絶望ではございしません。しかし早くなければいかぬじやないかというお説は、全然賛成でございまして、まさに今、年の瀬も迫つておる時期でございしますから、できるだけ早く、できれば今週中にも妥結に到達いたしまして、そうして電産労働者も経営者も、一生懸命仕事に邁進していただくように、われわれは心掛け努力をいたしております。石炭についても

同様でございまして、年の瀬が迫つてゐるのに、どうするのだというおしかりはごもつともあります。これもできれば今週中、あるいは遅くとも來週中くらいまでは早く妥結に到達いたさせたい、今両当事者それ／＼そういう心持で努力くだすつてゐる点は、私も深く多いたしてあります。いずれわれわれも、最初からあつせんをいたしておりまして、今せつかく交渉中でありまして、この御了解が得られれば、必ずしもあの額になるかどうか存じません。というものは、中原さん御承知の通り、十一月の消費者物價指數というものは減つて来ております。CPIがある程度減つて来ております。そうなりますと、多少金額を是正しなくてはならぬということになり

ますから、多少数字の狂いはあるかも知れませんが、今そういう状況で進行いたしておるもので、さつきお述べになつたように、絶望ではございしません。しかし早くなければいかぬじやないかというお説は、全然賛成でございまして、まさに今、年の瀬も迫つておる時期でございしますから、できるだけ早く、できれば今週中にも妥結に到達いたしまして、そうして電産労働者も経営者も、一生懸命仕事に邁進していただくように、われわれは心掛け努力をいたしております。石炭についても

であります。結局経営が赤字なるがゆえに、経営が困難であるがゆえに、ただその場合は料金のつり上げでもつて行く、あるいは補給金を云々するといふことをもつて行く、すべての財源の一切がそういう手続によつてのみ考えられるというのではなくて、経営自体の運営の中に、従つて、また経理の中に、相当部分つゞ込んで行ける点があるのではないかと、この様な危惧を私は持つのであります。幸いにそれであれば、これはまだ好都合なんでありまして、いろいろのは、すでに石炭企業等の多くの経験から考へても、政府の計算いたしました計算と、経営者自身の計算いたしました計算との間に、相当大きな開きがあるという様なことから考へてもわかるように、實際は、今日のこのういゝ混亂期に乗じて、経営者側が自分の損失の肩がわりを——損失というよりも、むしろそういう一つの事情を機会として、國に責任を轉嫁して行く動きがあるのではないかと、いさゝか見受けられる点が、多々あるのではありません。こういう点は政府として相当考へなければならぬのではないかと。もちろんこれは労働大臣の権限の範囲内においてはどうかと考へまするけれども、すでに労働行政の主務大臣として、問題が労働者の給與資金に当然関連があるのではありませんか、こういう点についても相当御方針を持たれることが、私は当然なのではないかというふうに考へるのであります。こういう問題について一應御見解を承りたい。

○増田國務大臣 中原さんの御質問は私全然同意であります。政府が從來から多大の補給金を出しているという様なことを、漫然継続すべきでもござい

しませんし、その問題は別といたしましても、現在としては、とにかく補給金を出すようなことによつて労働爭議が解決せられるようなことは、これから後も繰返すべからざるものであると私は思つております。そこで補給金その他がいかにか適正に使用されておるか、融資にしてもどんなふうに使われておるかというところは、これは厳密な監査をする必要があると私は思つております。経理内容または経営内容の監査については、電産については中労委に付設された何か委員会があるものであります。これはきわめて臨時

的なものであります。せんだつて電産労働者諸君とわれ／＼会見いたしまして、そのことを要望してございしますが、ごもつともだと思ひまして、むしろ恒久的な常任委員会的な、経営内容の監査委員会というやうなものが設置されることが望ましい。これは主務省あるいは商工省でございまして、うが、関係省それ／＼入りまして、適正妥當なる経営をしておるかどうか、ここにむだがありここに穴があるというやうなことをわれ／＼検査いたしまして、そしてしつ／＼赤字融資だとか、あるいは補給金だとか、あるいは値上げだとか、こういう便利な抜け道へ逃げて行かないようにすることは、單に電氣産業のみならず、石炭産業に

われは石炭國家管理には反対いたしました、いやしくも國家管理法が施行されておる現在においては、この管理法を十分に活用すべきである、この私は思つておる次第であります。

○中厚委員 大臣の御見解にもあるように、實際一般國民という廣い立場から考えますと、電氣産業のごとき、あるいは石炭産業のごとき、特に復金融資等もかなりゆたかに、しかも言い換えれば、思存分と言いたいほどに融資を利用いたしておるのであります。それにもかかわらず、なおかつその企業に關係する労働者の最低の生産を維持するだけの給與を與えることができないというやうなことであつてみれば、われ／＼から考えますと、どうもその間にとんでもない穴がほかの方面に明いているのじやないか、その方面に向つてどん／＼それらの融資を抜かしておるのではないか、あるいはその他國家の補助金にしても、そういうやうな扱い方になつておるのじやないか、という疑惑が當然これに伴うて起るわけでありまゝ。というのは、経営が困難であろうと考えられる節が、どちらかといえば独占企業なるがゆゑに特に少いのでありまして、むしろ困難というよりは、このときを一つの機会として、そういう見のがすべからざる一つの方法が織り込まれておると見ることもできるわけでありまして、今後私はこの点について一層強く國が手を加えて行く。そして願わくばそういう眞相を審査するための一つの特別な民主的な機關を設定して、その機關が容赦なく検討して行くだけの権限と機能が與えられるべきではないか、こういうやうに思ふわけでありまゝ。これは

話が少し横道に入りましてけれども、そういう見解を持つてゐるということに付言いたしておきます。

ここに私が氣づかつておりますのは、これはもう全然別にいたしまして、今日問題になつております給與の増額分というのは、決してゆたかな余分な増額分ではない。いわばぎり／＼の最低の線を要求しているにすぎないのであります。その最低の線が確保されないやうなことは、労働者が眞に次の労働再開に備へることができない。つまり不可避、必死の状態に迫り込まれて要求をいたしておる給與の増額であるわけでありまゝ。この点については労働大臣は大臣の首にかけても、あくまでその線を守るために御努力が願ひたい。ことに私は今度上程された追加補正予算の中を見ましますと、どうもそういう意味においての努力がはなはだ十分なものではないか。もしほんとうに十分な努力が拂われておるならば、人事院の勧告ベースの六千三百をさらに一千円も下まわるやうな数字をもつて、この予算が編成されてゐるやうなことはならないわけである。これはもちろん國家公務員に關する問題でありまゝ。けれども、しかしその関連がやはり他の企業にも及ぶわけでありまして、そういうやうな考え方でも、しかもいわゆる寒冷地手当等のごときが非常にやかましく問題になつております。矢先に、その寒冷地の手当等の問題はまったく表面に出ておらない。むしろその五千三百三十円とかいわれる政府の予定ベースの中に、寒冷地手当が織り込まれてゐるというやうなことを聞き及ぶのであ

りまして、もしそういうやうなとりはからいでは、おそらくどの企業部面に對しても、やはりほんとうに誠実を盡して御努力を願ひたいことがむずかしくなるのじやないか。ほんとうに労働者の最低生活線を維持させなければならぬという熱意を持つたならば、こういう点において、もはやすでに私は相當議論が起つて来るはずのものではないか、このやうに考へてゐるわけでありまゝ。聞くがごときくれば、労働大臣はこの予算の編成についても、相當意見をお持ちになられたということは、私もこれを了承いたしておりますが、労働大臣としては、労働階級がほんとうに背水の陣をして要請している最低の線は、あくまでこれを確保せしめるやうに御努力を願ひなければならぬ。たとへば今度の法律案から受ける感じから申しましても、労働大臣の権限がかなり織り込まれてゐる。従つて労働階級は労働大臣にある程度まで期待を寄せなければならぬやうな關係に、たとへば今回のこの労働關係法にしましても、置かれておるわけでありまして、その期待を寄せなければならぬ關係に置かれておる労働者の立場から、労働大臣が労働者の立場から、關議その他機密の關において意見を強く持つてくださるやうなことでなければ、当然ここに労働階級としては一つの頼みを失ふことになるわけでありまして、こういう点についても大臣としてはいろ／＼御見解もあると思ひます。が、私が氣づかつて特別に尋ねたいし、ております中心点は、その給與の基準をどの線に、あるいはどういふやうな努力によつて、労働者の要請に近づかせるやうに、あるいは少くとも要

請にこたえるやうに、努力しようとしておいでになるかということなんでありまゝ。その点について一度御見解と、その間の事情を拜聴いたしたいと思ひます。

○堀田國務大臣 もとより私は労働大臣でございまして、サービスという言葉はあまりすかないのでございまして、サービスという言葉は非常に昔風俗關係で濫用したことがありますので私はきらいなんです。しかし私は労働者の友であるという意味合いにおきましては、何人にも譲らないだけの熱情を傾けて、努力をささげなくてはならぬと思つております。そこで労働條件の維持なり改善なりにつきましては、一生懸命努力いたしております。一般産業労働者につきましても、また公務員労働者につきましても、労働條件の改善については極力努力いたしておるつもりでございますが、中原さんの御期待に沿ひ得ない点はことに汗顔の至りでございまして、この上と御鞭撻を願ひたいと存じます。そこで公務員給與であります。いゝわゆる六千三百七円が五千三百三十円になつたといふこと、労働大臣の努力の不足であるといふおしかりであります。が、巷間六千三百七円といわれておりますその数字は、非常に宣傳價值はございしますが、公務員の大多数の人は、その内容を見たときには実はあまり喜んでいないのであります。というのは結局家族手当が非常に多いために、しかも特地在五割、甲地が一割、乙、丙地がゼロという常識を欠いた割合になつてゐるために、今特地下千二百五十円の家族手当をもらふ人があるとすると、それに五割を掛けました千八百四十円というものが、家族の一人づつにつくことになるのであります。従つて絶対額においては六千三百七円になつておりますが、公務員の一人々々をとなえてみますと、必ずしも助かつていないことになるのであります。というのは、中原さん御承知の通りに人事委員会の六千三百七円ベースは、独身者一人の基準を二千四百何十円かに立てております。ところがわれ／＼の今度出したのは、それよりもはるかに基準が上まわつてゐる次第でありまして、いわゆる最低生活資金はむしろ高まつておるのであります。家族の關係が妻が六百元、その他が四百円となつたのも、それは一般産業労働者のことを考へた次第でありまして、一般産業労働者の方も、千二百五十円まで上げればいいではないかといふことになるので、これは一般産業界の現状に照してむづかしいことでありまゝ。結局われわれといたしましては、全産業労働資金、全公務員労働資金については、調和ある資金体系を得るために努力すべきである、こういう見地から考えまして、家族給はまずあれ／＼が大体において安当ではないかと考えます。それから地域給の特地在五割、甲地が一割、乙と丙とは零というの、これはまことにかわい／＼な案でございまして、どういふわけか人事委員会の諸君があい／＼案を立てたか、われ／＼今もつて了解に苦しんでおります。ある特定の地域では五割であるのに、その隣は一割であり、そのすぐ隣はゼロであるといふことは、常識の見地から見ましても非常におかしいことである。そこでわれわれの案は四割、三割五分、三割、

二割五分、二割、一割五分、一割、五分、ゼロという九段階の地域給を支給することになつておりました、この地域給のことだけについては、われわれは改善であると思つております。それから勤労者の公務員の最低生活賃金が人事委員会案よりも高まつておるといふことも、改善であると思つております。そこで五千三百七十四となつたのは、今申した通りの理由も相当あるのでございます、もし人事委員会の勧告案が四百円ないし六百円なりには正されることとする。それから四割、三割云々というところになつて来ますと、私は金額は相当減つて来る、五千三百三十円に近づいて来ると思ふ次第であります。ことに中原さん御承知の通り、勤労者の公務員は全体の五二%もあるわけでございます、もし大衆という見地から見ますと、この勤労者公務員は助かる案になつておる次第でございます。もとより六千三百七十四よりも絶対額の数字が少いという点については、われわれよくわかつておる次第でございます、この点努力の足りなかつた点ばかり承しております、引續いて努力をするという点で、どうぞ御了願したいと思ふ次第でございます。

○中原委員 私は人事委員会の六千三百七十四を支持して申したのではないのであります、これは誤解のないように願ひたいと思ひます。私は給與ペースの問題については、もちろん全官公労組の要請しておる手取り七千三百円ペースを支持して参りました。従ひましてあの人事委員会の構想について、労働組合間においても相当批判されておるのであります、幸いに特に顯著な悪い部分である地域給の問題については、政府が九段階にまで細分してこれを処理されたことについては、私はむしろこれを喜ぶのであります。ただ問題は、それにもかからず絶対額の数字が少い。もちろんそこにはいろいろ弁解の諸事情はあると思ひますが、それにもかからず、どのような取扱い方がなされましようとも、絶対数字の五千三百三十円、しかもその中に寒冷地給までが織り込まれておるといふことを聞かずに至りましては、おそらく労働階級の生活は保障されがたいといふことだけは間違いないのであります。従ひましてこの追加補正予算に現われた数字は、どのような弁明にもかからず、労働階級を生かすことには困難である。労働階級がほんとうに次の労働を再開するための用意をするには足りないといふことだけは、はつきりと申し上げることができるのであります、もちろんこの点についてはおそろく予算委員会が相当審議をするのであります。そしてまた労働階級を眞に保障される点に就いては、予算委員会はいくつかしめるために、予算委員会はいくつか努力するであろうと期待しておりますが、ただ労働大臣としては、この問題に対して決してこれをもつてやむを得ずとするのではなく、あるいはまた万全を盡したが、まず当面これであるといふふうな、これを合理化する立場に立たれるのではなくて、あくまでこれではいけないという立場に立つていただきたいといふことを、私は強く懇請いたしておきます。またどのような結果にならましようとも、支拂ひの期日が当然問題になると思ひます。おそろく最初決定をいたします日がか

りに十五日あるいは十三日といひたしましても、問題はわが年末の必要に間に合つて行かなければならないといふことであります。もしその期日が間に合わないようでは、せつかくどのようなとりきめがなされましても、受取る側から申しますと、おおよそ意味を半減いたしますから、どのような努力を拂われましても、この点についての支拂ひの條件を確保するといふ御努力は、願ひなければならぬと思ひます。従ひまして先ほどの給與措置について、その支拂ひをほんとうになし得る時期はいつごろであるかといふことについての、大臣の御見解をおわけて承つておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。十三日に議決していただくといひますれば、年内において、たとい僻地でありましても、遠隔の土地でありましても、本人の手元に渡るよう処理をなし得るといふのが、大蔵大臣以下財務当局の言明でございます。それ以上のことは私は今のところ申し上げることができないのであります。

○中原委員 もちろん大蔵当局の立場でないために、明確なことが御発表したいと思ひますが、ことに中央の國會におけるこの決定が、地方のまた諸支拂ひにも関連し、影響して行くわけでありまして、たとえば地方公務員、あるいは教職員その他の地方関係の諸支拂ひ等も当然問題になるわけでありまして、従つてそれらのものをも考慮の中に入れて、極力というよりも、むしろ絶対にすべて年内にこれを支拂ひ得るといふところへ、ひとつ御努力が願ひたい。この点については大蔵当局を徹底的に御鞭撻願ひたいと思ひます。

なお私は本労働関係法についての質問の残りが三、四ございますが、赤松君の御発言があるようでありますから、一應質問を留保いたしまして、この場合ひとまず打切ることになつたのであります。

○赤松(明)委員 まず労働大臣にお伺ひしたいのであります。それは私委員として公共企業体労働関係法に対する態度を、御参考までに申し上げておきます。本法案の審議は第三臨時國會より本第四國會に持ち越されて、その間私は労働大臣その他の方々、政府当局者の御答弁、そういうようなものから大体の腹構えができてきて、去る日、本委員会において理事会を開いて、決定した修正意見があるならば、六日中に要するにこれを関係当局と連絡をとる準備をせよといふことでありますから、私はその日に準備をして國會の委員部を経て渉外課の方へ出しておきました。こういう状態でございますから、原案に対しては大幅修正の意見を述べた。この後いろいろ論議されるようになって、これだけの熱意のある態度をもつて、原案を提出せられる側から出てくるといふことは、私は客観情勢下にあるところの、しかも本案を審議するわれわれの立場としてまことにありがたい。少くとも日本人同士の血の通ひ、氣持において、いじめたりいじめられたりするのではなくて、これに協力していただくといふことが最も正しいことではないか、こういう氣持を持つております。私は各党提案のかつこうにしたいと思つたけれども、各党々の立場もあるだろうし、特に六日までという議

会の通告でありましたから、わが党だけを出しておりますけれども、もし各委員の御賛成があれば、私たちは私たちが一党の、あるいは一人の手柄顔にしようと思っております。これについては当面の責任者としての労働大臣も最善を盡して、いわゆる修正意見に——民自党の方々にうのみにせよと言つても、おそらく惻怛たるものがあるのではなからうか、こういうことを考へております。この点についてお答えを必要としたしませんが、労働大臣その他の方々には、いわゆるこの修正意見がよりよいものであるならば、これに同調して、これを通すことに努力をしてもらふという心構えを持つていただきたいということを、要望しておきます。

それから昨日の本会議で、議員の質問に答へられた岩本國務相が、明年三月三十一日までに、行政整理あるいはそういうた名目によつて、五十幾万、六十万に近い者を整理をする、これを近い閣議に提出して、閣議を必ず通して、皆さんの前に実現して見せるのだ、こういうお答えがあつたわけですが、社会保障、少くとも失業保障、こういう社会保障の立場をとつて置かずして、三月三十一日までにいわゆる首切りを六十万やられるということとは、單に官公廳のみならず、これがおそらく民間労働者一般に対することの風潮になつて、收拾つかない混乱を來す、しかも今日生産第一主義をとるところの民自党が、その内閣が、こういうた無責任である——おそらく與党、野党三派で勝手氣ままに妙な協約をとりかわして、十二日までに予算の審議を終るのだ、その他の審議も終

るのだと、審議権に対するわなをかけらることをやつておいて、しかも解散する——その場合において提出した不信任案を可決するのだというやうなことに判をつけておる、そうすれば當然十二日あるいは十三日に解散がある、そうして四十日以内に選挙がある。政治空白はおそらく避けられまい。しかる後にどの党が第一党になるかわかりませんけれども、いずれにしても三月三十一日までという心構えはまことにけつことだが、しかしいささか無責任な放言でなからうか、いわゆる世道人心を迷わす言葉でなからうか。労働大臣としては、同僚として、同じ一党の立場におられるのであるから、おそろにお答えはしにくいかわかりませんが、けれども、われ／＼聞いておかなければならないのは、來年三月三十一日までに、労働大臣は同じくその閣議において、岩本さんの発言に同調されるのであるか。おそろく追加補正予算の財源、そういうたものに対して困難をしておる今日の現況において、六十万、七十万の失業者を出すことに對する社会保障の立場がとれるかといふこと。

か。こういう心構えがありであるならば、この際承つておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 赤松さんの御質問にお答え申し上げます。昨日の岩本國務大臣の本会議における発表は、岩本國務大臣があの発表のときお断りしたように、自分は行政管理局長事務取扱として申し上げるのであり、岩本個人でもございませぬ、そういう意味においてお聞きください。こういうことを前提として、われ／＼もともに拜聴した。こういうことになつております。もつとも閣議にもあつたことを報告して來た事実がございするが、まだ閣議としては詰つたことではないのであります。従ひまして閣議において將來問題になつたときに、労働大臣としてどういう態度をとるかという、赤松さんの御質問にお答えすることになります。が、私といたしましては、まだそのときまでの心構えが具体的にできておるわけではございせんけれども、ただ三月三十一日までに、受入れ態勢もないのに、ほとんど何らの処置もせず、五十万のいわゆる血の出る首切りをするというところについては、これは深甚な考慮を拂ふなければならぬと思つております。その内容については、今あまり考へていないのでござい

ます。——もつともある程度考へた案もございするが、われ／＼が從來から言つておるところは、たとへば民主自由党の政務調査会あたりで言つておるところは、月給はある程度拂ひまして、そうして一年間なら一年間ぐらひは俸給の支給を継続いたしまして、その間において配置轉換なり、職業あつせんなりを、当該官廳の長官において

責任をもつて配慮しなくてはならぬ。こういうやうなことを政策の一つとして言つたこともあるのであります。とにかく職業安定関係の受入れ態勢というやうなもの、その他いろいろ、な一時退職金だとか、あるいは一般の産業方面における積極的な受入れ態勢というものが整わないときに、むやみにデンプラを振りまわすということばよろしくない、こう考へておる次第でござい

ます。

○赤松明義委員 おそらく労働大臣としては、大体その程度のお答えしかできないと思ひますが、注意をしておきたいことは、こういうことが最も生産を増強しなければならぬ折に、おいて、少くとも責任がある立場にある人が、個人であるとか何とか答へておるが、閣議において必ず通して見せるんだということを付言して言われておつたことについては、かつての内閣などに例をとつて言つと、解散をやらなければいかぬと言つたことに對して、閣内不統一ということ、その閣内を追われたという人もある。労働大臣その他にも何らの連絡もせずして、無責任に個人の放言——しかも個人の放言とは他人は聞き取らない。これはやはり吉田内閣の方法論だと考へるに違ひない。こういう場合には、友情として注意をしてやつてもらひたい。また適當な機会に、本会議においてわが党の方からも質問をするかわかりませんが、労働大臣としては御研究をしいただいて、労働大臣としての正確な見通しというやうなものをひとつ考へておいてもらひたい。

それからもう一点、予算委員会であつたと思うのですが、総理大臣は暫定的な講和會議が近い將來に行われるのではなからうか、こういうことを仰せられていたやうです。ここで私はこの食糧問題、労働問題、ともにこれを解決するには——現在の立場において、少くとも海外の同胞を、たいてい受入れ態勢があつたらう、なからうと、ソ連にある五十万、こういつたやうな者を引返せなければならぬ。しかし今日政府の要路の方々や、あるいは労働対策を検討しておるというやうな方々も、日本の勤勞力を無血のうちに海外へ受入れてもらふことに對しての努力というものは、全然行われていない。もし貿易関係、あるいはそういうたやうなものが暫定的な措置として、平和會議の前提として行われることになるならば、同時にわれ／＼の過剩人口の整理といふことが、こういう面において、日本の勤勞力というものが世界に冠たる状態にあつたことをもつてして、いわゆる労働問題の根本的な解決の問題として、海外各地への受入れ態勢を整えていただけということ、貿易問題と同時に考へておく必要がありはしないかと私は考へておる。こういうた点について、労働大臣に何か御腹案があれば承つておきたいと思ひ

ます。

○増田國務大臣 先ほど赤松さんの御質問のうち、私の答へがまだ足りない点がございしたから、一應補足させていただきます。それから今の御質問にお答えをいたします。赤松さんは閣内不統一とおつしやいましたが、決してこれは閣内不統一でも何でもございませぬ、岩本國務大臣が答弁をする際に、こういうお答えをしたことは、われ／＼が同様に認識しておるところ

でございます。よう。こう申したわけであります。すなわち同様な認識とは、岩本さんは行政管理局長事務取扱として、従来管理職において取調べたところを申し上げます。この意味におい

てお聞き取りを願います。こうお断り申し上げたわけでございまして、本日新聞を見ますと、あたかも吉田内閣の政策のごとく出ておまして、これはわれ／＼もちよつとという考えもいたしたわけでありますが、どこ／＼までも閣内を統一して、しかも行政整理、産業合理化ということは民主自由党の公約でもございまして、その公約を果すべく善処したい、こう存じております。

それから吉田総理は外務方面については実に練達堪能の方でございまして、われ／＼も暫定條約なりその他のことは実は初耳でございしますが、もしああいふようなことに相なるといたしますと、國內の余剩労働力の適正なる処理というものも問題になるとは存じますけれども、しかしこれは私の一個の見解——と申してはなんですが、見解をもしこの際申し上げることを許していただくならば、私はやはり、日本は懲罰を受けておるのであるから、侵略主義者ではない、軍國主義者ではないということを証明するだけの信用の期間がある程度いりはないかと思つておる次第であります。その事実が具体的に、客観点事実によつて証明された後においては、やはり八千万の國民は、この島嶼でなか／＼生活が苦しいであらう、そこで世界の各國家において同情してくださるだろうと私は思う次第でございします。

○赤松(明)委員 私に質問はこのぐら

いにしておきます。
○網島委員 それでは本日はこれにて散会いたします。明日は午前十一時より開会することにいたします。
午後二時二十八分散会

〔参 照〕

赤松(明)委員の公共企業体労働関係法案修正意見

公共企業体労働関係法改正に対する基本的態度

一、労働者の基本的人権は憲法の定める處に従つて飽く迄尊重されねばならない

二、公共企業体従業員の労働関係に就いては現行労働三法を適用すべきである

三、公共企業体従業員が正当な立場に於て主張し獲得した既得権は確保すべきである

具体的方針

一、公共企業体従業員の組織

即ち團結権、団体交渉権及び団体行動権は労働組合の自主性にまかすべきである

二、団体交渉の範囲は職員の労働條件に直接利害のある事業の管理運営は含まれるべきである

三、公共企業体労働委員会は船員労働委員会と同様な特別委員会とすべきである

四、調停、仲裁の手續を必要とする場合に於ては団体行動権は確保するものとする

五、公共企業体の職員に対する生活保証は科学的調査にもとづき、國民的水準を下らない事とする

公共企業体労働関係法修正案

原案に対する改正要點

第一條

全文字句改正

第二條

原文通り

第三條

原案中

(第十一條第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く)を削除

第四條

全文字句改正

第一章 總 則

第一條 この法律は公共企業体の職員に団体交渉その他の団体行動を行つた権利を保障し正当な範囲内に於て行使することができるよう措置すると共に公共企業体の正常なる運営を最大限に確保し以て公共の福祉を増進し擁護することを目的とする。

(2) 國家の經濟と國民の福祉に対する公共企業体の重要性に鑑みこの法律で定める手續に關與する關係者は總ての紛争をできるだけ防止し且つ主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡さなければならない。

第二條 この法律において「公共企業体」とは左に掲げるものをいふ。

一、日本國有鐵道

二、日本專賣公社

(2) この法律において「職員」とは常時企業体に勤務して一定の報酬を受けるものであつて、役員及び二ヶ月以内の期間を定めて雇用されるもの以外のものをいふ。

第三條 公共企業体の職員に關する労働組合以下總合という並びに労働関係及びその調整に就ては、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものに就ては、労働組合法(昭和二十年法律第五十一號)の定める處による。

第二章 職員の組合

第四條 職員は組合を自主的に組織することが出来る但し使用者の利

(3)を(2)に改正 政府案通り

第五條

原案中

「又は不利な取扱いをなし」を削除、「職員は組合に……」以下全文削除

第六條 全文削除

削除

第七條「事務に従事することを許可する」ことが「この場合に」において……以下全文改正

第八條 全文字句改正

1—8迄削除

第九條 「その組合
その公共企業体の職員を」

改正

公共企業体と

「第二項政令で定める組合との間
で定める」改正

第十條 全文削除

第十一條 全文削除

第十二條 全文削除

第十三條 全文削除

益を代表する者の範囲は労資双方が協議して決める。

(2) 公共企業体の職員でなければその公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができ

ない。

第五條 公共企業体は組合員であること、又は組合の爲に活動したことをもつて職員として雇入れず若しくは解雇してはならない。

第六條 公共企業体はその定める一定数を限りその職員が組合の役員として専ら組合の事務に従事することができ、但しこの場合には当該公共企業体の職員として身分を保有する。

第七條 公共企業体とその組合との団体交渉の対称は組合員の利害に感ずる事項(主として給与労働時間其の他労働条件)とし之れに關し労働協約を締結することができ

る。

2 公共企業体の事業の管理運営に關しては組合の代表を参加させる方途を講じなければならない

3 公共企業体は職員の生活保障に對しては科学的調査にもとづいて國民的水準を下らないように保障しなければならない

第八條 団体交渉は公共企業体を代表する交渉委員とその組合を代表する交渉委員とにより行う。交渉委員の最大限の数及びその機能は公共企業体と組合との間で決める

第九條 公共企業体及び組合を代表する交渉委員の会合は一方の請求があれば開かねばならない但しそ

第十四條 全文削除

第十五條 組合を代表する交渉委員
○「職員を代表する交渉委員」を「職員を代表する交渉委員」に改正
○「開かねばならない」を「開くことができる」に改正

改正

「毎年少くとも六回」改正
「但しその会合は年一回」改正

労働協約

○「団体協約」を改正

第十六條 全文削除

第十七條 全文字句改正

第十八條 全文削除

第十九條 「職員の代表」改正、代表者五名を二名と改め、「第十條又は……各單位毎に設置する、苦情処理協同調整会議は」削除

第二項 原案通り

第二十條

第二項

第一項 全文改正

第二項 「國有鉄道……それ」を「公共企業体労働関係調停委員会」に改正する

第三、第四、第五項原案通り

第六項挿入

の会合は毎年少くとも六回、賃金其他雇用の基礎的條件に關する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

第四章 争議行為

第十條 関係当事者が争議行為を行うには当該労働関係調停委員会又は仲裁委員会に調停又は仲裁を申請がなされた日より三十日を経た後に於て七日間の予定期間を置かなければ一切の争議行為をなすことができない。

第五章 苦情及紛争の調整並調停

第十一條 苦情処理協同調整会議は公共企業体の代表者五名と組合の代表者五名とをもつて構成し、日常の作業條件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならない。

2 苦情処理協同調整会議の権限及び運用の細目は公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定める

第十二條 公共企業体とその組合との間の苦情及び紛争の調停は公共企業体、労働関係調停委員会が行

う。

2 公共企業体、労働関係調停委員会は中央に置かれる委員会(以下中央調停委員会と言ふ)と地方に置かれる委員会(以下地方調停委員会と言ふ)とする

3 地方調停委員会の名称位置及管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基づいて政令で定める

4 地方調停委員会は其の管轄区域内の事務を中央調停委員会は二区域以上に係る事務及地方調停委員会が調停をなし得なかつた事案に

第二十二條 原案通り

第二十一條
第二項 第一号第二号削除
一項 挿入
三、四、五号、一号繰上げ
前四号を前三号に改正
以下原案通り

- 係る事務を掌る
- 5 中央調停委員会はそれと地方調停委員会から報告を徴しその事務処理に必要な指示をすることができる
 - 6 中央及び地方調停委員会は調停申請がなされてから十五日以内に調停事項を関係当事者双方に提示しなければならない
 - 第十三條 各調停委員会は三名の委員によつて構成される
 - 2 前項の委員は左の各号により選出された委員の候補者に就いて内閣総理大臣が委嘱する
 - 一、公共企業体を代表する委員の候補者は公共企業体の推薦に基づき組合を代表する委員の候補者は組合の推薦に基づき各々一名を選出する
 - 二、前号の規定に依り選出された二名の委員の候補者は協議して第三の委員の候補者を選出する
 - 三、前二名の委員の候補者の決定に当つては、各々一名の補欠候補者をあわせ選出しなければならない
 - 四、公共企業体及職員の交渉委員は前三号により選出された委員の候補者の名簿を毎年三月二十五日迄に内閣総理大臣に提出しなければならない
 - 3 調停委員会の委員の任期は一年とする但し再任を妨げない
 - 4 調停委員会の委員は旅費其の他職務の遂行にともなう実費を受けるとする又政令の定める手当を受けることができる
 - 第十四條 委員長は委員の互選による
 - 2 委員長は委員会の事務を統理し委員会を代表する

第二十三條 原案通り

第二十四條
第四、第五号削除

第二十五條 原案通り

第三十六條

公共企業体、中立及組合

「候補予定者十二名
を代表する各々四名」改正
「その名簿を公共企業体
中立及組合を
及その職員を代表する」
三項、四項、原案通り

第十五條 調停委員会にその事務を整理するため事務局を置く

第十六條 調停委員会は左の各号の一つに該当する場合に調停を行う

1 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき

2 関係当事者の一方または双方が労働協約の定めに基づいて調停の申請をしたとき

3 関係当事者の一方が調停の申請をなし調停委員会が調停を行う必要があるとき決議したとき

第十七條 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事情は政令で定める

第六章 仲裁

第十八條 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する、公共企業体、仲裁委員会（以下仲裁委員会と云ふ）を設ける

2 労働組合法の定める中央労働委員会及船員中央労働委員会の会長（以下推薦委員と云ふ）は仲裁委員会の委員の候補者、公共企業体、中立及組合を代表する各々四名を選出し其名簿を公共企業体及組合を代表する交渉委員に対し提示する之等の交渉委員は仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及同数の補欠候補者を選出し同意の上、内閣総理大臣に報告しなければならない

3 前項の同意が三十日以内に成されないときは、推薦委員は自ら三名の候補者及同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない

4 内閣総理大臣は第二項又は前項の報告に基づいて仲裁委員会の委

第三十七條 原案中

第一号「禁治産者」を挿入
第四号「」内削除
第五号「」内削除

第二十八條 原案通り

第二十九條 全文削除
第三十條 字句改正
二項 原案通り

第三十一條 原案通り

第三十二條 原案通り

第三十三條 原案中

「第八條を」第七條に改正

員を委嘱する

第十九條 左の各号の一に該当するものは仲裁委員会の委員であることができない

一、禁治産者、準禁治産者、又は破産者で復権を得ない者

二、禁錮以上の刑に処せられたもの

三、国会又は地方公共団体の議会の議員

四、政党の役員

五、公共企業体に対し物品の納入又はその工事の請負を業とする者

六、公共企業体の役員及び職員

第二十條 仲裁委員会の委員の任期は三年とする。但し補欠の委員は前任者の残任期間その職務を行う、委員は再任することができる

第二十一條 仲裁委員会に委員長を置き委員の互選に依つて選出する

2 委員長は仲裁委員会の事務を統理し委員会を代表する

第二十二條 仲裁委員会にその事務を整理するため事務局を置く

第二十三條 仲裁委員会は仲裁の手續き其の他、事務処理に関する事項に関し規則を定めることができる

第二十四條 本章に定める仲裁手續きは第七條に定める団体交渉の対照たるべき事項であつて第三章に定める団体交渉手續き又は第五章に定める調停手續きによつて解決し得ない全ての問題に就て行われる仲裁は労働協約の條項の解釈及労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争について

第三十四條

第三、四、五項、削除

第三十六條 全文改正

第三十六條 原案通り

第三十七條 原案通り

第三十八條 原案通り

1 原案通り

2 全文削除

ても行われるものとする

第二十五條 仲裁委員会は左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う

一、関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき

二、関係当事者の双方又は一方から、労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき

第二十六條 仲裁委員会の裁定に対しては当事者双方共最終的決定として、これに尊重しなければならぬ。且つ労働協約と同一効力を有するものとする

2 前項の規定は法律問題につき裁判所に訴出する権利に影響を及ぼすものではない

第二十七條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対し、その行爲の取消しを命ずることができる

第二十八條 労働組合法第二十八條から第三十一條迄及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は仲裁委員会に關し準用する

2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關し必要な事項は、政令が定める

第二十九條 この法律に特別の定めのあるものを除き、この法律の運用及施行は労働省が掌る

〇附則

1 この法律は昭和二十四年四月一日から施行する

2 労働組合法第五條、第六條、第

3 「3号」を「2号」に改正

「並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限」

削除

削除

「この場合同法第六條及び第八條に定」一項 挿入

八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限は労働大臣がこれを行う

この場合に於て同法第六條に定める労働委員会の決議は要しないものとする

3 公共企業体労働委員会は船員労働委員会に基づく特別労働委員会とする

昭和二十四年二月十四日印刷

昭和二十四年二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局